

事 務 連 絡  
平成20年 7 月 1 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### 米国及びメキシコ産トマト及びその加工品等の取扱いについて

米国及びメキシコ産トマト及びその加工品については、平成20年7月9日付け事務連絡により、米国におけるトマトに起因するサルモネラ症の頻発事例に関連がないとされる種類及び産地の範囲を示しているところですが、今般、その範囲がさらに拡大され、下記のとおりとされましたのでお知らせします（\*1及び\*3の下線部が今回追加分）。

については、米国及びメキシコ産トマト及びその加工品（トマトを原材料として使用し、未加熱のもの。）の輸入届出がなされた際には、種類及び産地並びに国内での喫食方法等を確認の上、下記に掲げるトマトに該当しない場合にあっては、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導願います。

また、今般、産地は特定されていないものの、生鮮とうがらし（jalapeno, serrano pepper）についても、本件との関連が疑われています。については、国、地域を問わず、これらのとうがらしの輸入届出がなされた場合は、トマトと同様、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導願います。

なお、平成20年7月9日付け事務連絡は廃止します。

### 記

1. チェリートマト
2. グレープトマト
3. 枝付きのトマト
4. レッドプラム\*<sup>1</sup>
5. レッドローマ\*<sup>1</sup>
6. レッドラウンド\*<sup>1</sup>

\*1 : 上記4から6にあつては、アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、コロンビア特別区、フロリダ州\*<sup>2</sup>、ジョージア州、ハワイ州、アイダホ州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、ネバダ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バーモント州、バージニア州、ワシントン州、ウエストバージニア州、ウィスコンシン州及びメキシコ\*<sup>3</sup>において栽培・収穫されたものに限る。

\*2 : フロリダ州にあつては、ジャクソン郡、ガスデン郡、レオン郡、ジェファーソン郡、マディソン郡、スワニー郡、ハミルトン郡、ヒルズボロー郡、ポルク郡、マナティ郡、ハーディー郡、デソト郡、サラソタ郡、ハイランズ郡、パスコ郡、サムター郡、シトラス郡、ヘルナンド郡、シャーロット郡において収穫されたものであつて、フロリダ州政府の発行する証明書が添付されたものに限る。

\*3 : メキシコにあつては、アグアスカリエンテス州、バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、カンペチェ州、コリマ州、チアパス州、チワワ州、コアウィラ州、メキシコ連邦区、ドゥランゴ州、グアナファト州、グレーロ州、イダルゴ州、メヒコ州、ミチョアカン州、モレーロス州、ナヤリット州、ヌエボ・レオン州、オアハカ州、プエブラ州、ケレタロ州、キンタナ・ロー州、サン・ルイス・ポトシ州、ソノラ州、タバスコ州、タマウリパス州、トラスカラ州、ベラクルス州、ユカタン州、サカテカス州において栽培・収穫されたものに限る。